

1. 建築物

[16] 休憩所

整備の基本的考え方

高齢者や障害者の生活関連施設の円滑な利用のため、休憩のための場所を確保する。

整備基準

公衆便所、学校等及び共同住宅等以外の生活関連施設には、施設を利用する者の休憩の用に供するための設備を適切な位置に設けること。

さらに望ましい基準

○解説

※休憩の用に供するための設備:いすやベンチ等を配置した休憩のためのスペース。

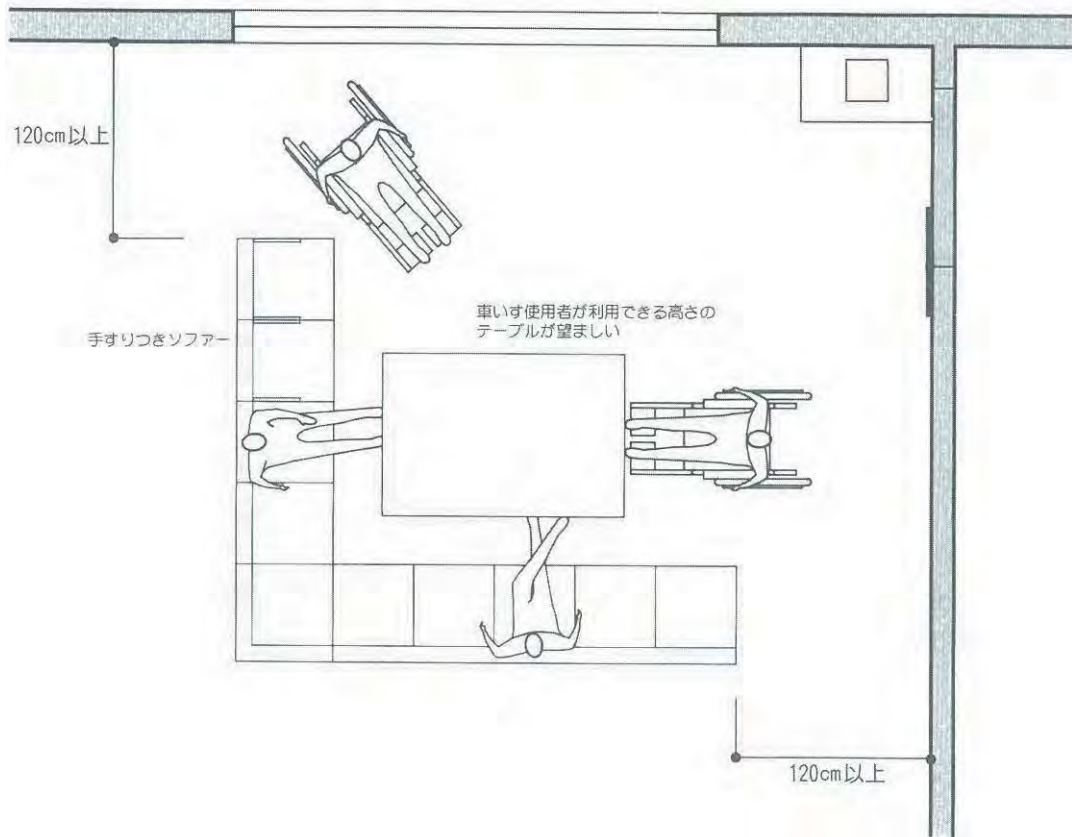
○配慮事項

- ・ いすに背もたれや手すり兼用肘掛を設けると障害者や高齢者の利用に便利である。また、杖使用者のためのベンチ(公園[6]ベンチの項参考解説図 91 頁参照)を配置することが望ましい。
- ・ 喫煙場所と禁煙場所を区別することが望ましい。

参考解説図

■休憩所の配置例

※休憩所の床は車いすで動きやすい仕上げとする



■廊下等に設けた例

